

令和6(2024)年 4月

亀場町（下潟区、寺中区、下浜田区、上浜田区）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 燃やせる	3	4	5 燃やせる 資源物	6
7	8	9 燃やせる	10	11	12 燃やせる 燃やせない	13
14	15	16 燃やせる	17	18	19 燃やせる 資源物	20
21	22	23 燃やせる	24	25	26 燃やせる	27
28	29 昭和の日	30 燃やせる	ごみ減らす 分ければ資源 使えば無限 <small>令和5年度公募 ごみ資源化・減量化スローガン</small>			

清掃センター、クリーンセンターの持ち込み料金 令和6年4月1日より

○燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ

⇒ 50kgまで750円（+10kg毎に150円加算）

○資源物 ⇒ 無料

<ごみの資源化にご協力ください！>

ごみ収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第2金 曜日
	資源物	毎月 第1・3金 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和6(2024)年 5月

亀場町（下潟区、寺中区、下浜田区、上浜田区）

日	月	火	水	木	金	土
スプレー缶は 1. 使い切って！ 2. 穴を開けて！		1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	
5 こどもの日	6 振替休日	7 燃やせる	8	9	10 燃やせる 燃やせない	11
12	13	14 燃やせる	15	16	17 燃やせる 資源物	18
19	20	21 燃やせる	22	23	24 燃やせる	25
26	27	28 燃やせる	29	30	31 燃やせる 資源物	11 住み続けられる まちづくりを 

資源物回収活動団体に報奨金を交付しています！

市の資源物回収とは別に、地区の自治組織や子ども会などで行う回収活動に対して、回収量や実施回数に応じて報奨金を交付します。交付を受ける団体は、事前に天草市役所本庁か各支所で登録が必要です。詳しくはこちら

⇒<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031160/index.html>



ごみ収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第2 金 曜日
	資源物	毎月 第1・3 金 曜日

※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。

令和6(2024)年 6月

亀場町（下潟区、寺中区、下浜田区、上浜田区）

日	月	火	水	木	金	土
---	---	---	---	---	---	---

片付けごみの処分 ごみの収集運搬を民間業者に依頼するときは、 市が許可した業者に依頼しましょう！ 許可事業者はこちら⇒ https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031155/index.html						 1
2	3	4 燃やせる	5	6	7 燃やせる 資源物	8
9	10	11 燃やせる	12	13	14 燃やせる 燃やせない	15
16	17	18 燃やせる	19	20	21 燃やせる 資源物	22
23	24	25 燃やせる	26	27	28 燃やせる	29
30	除湿器やウォーターサーバーなどの捨て方 コンプレッサーを使用している除湿器やウォーターサーバーなどは、市では収集を行いません。処分するときは、メーカーや販売店か市が許可をした処分業許可業者(上のURLまたはQRコード)へ引き取りを依頼してください。					

ごみ収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第2 金 曜日
	資源物	毎月 第1・3 金 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和6(2024)年 7月

亀場町（下潟区、寺中区、下浜田区、上浜田区）

日	月	火	水	木	金	土
14 海の豊かさを まろう 	1	2 燃やせる	3	4	5 燃やせる 資源物	6
7	8	9 燃やせる	10	11	12 燃やせる 燃やせない	13
14	15 海の日	16 燃やせる	17	18	19 燃やせる 資源物	20
21	22	23 燃やせる	24	25	26 燃やせる	27
28	29	30 燃やせる	31	家電に使われている小型充電式電池は「拠点回収」へ！ 燃やせないごみに混入すると爆発や発火事故につながる可能性があり、大変危険です。		

生ごみ処理機購入に対する補助金があります！

生ごみ処理機や生ごみをたい肥化する容器等の購入費の補助があります。購入後30日以内に申請してください。

詳しくはこちら⇒<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031138/index.html>



ごみ収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第2 金 曜日
	資源物	毎月 第1・3 金 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和6(2024)年 8月

亀場町（下潟区、寺中区、下浜田区、上浜田区）

日	月	火	水	木	金	土
 資源物の分別方法などを「動画」でご紹介(約30分) https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0038006/index.html				1	2 燃やせる 資源物	3
4	5	6 燃やせる	7	8	9 燃やせる 燃やせない	10
11 山の日	12 振替休日	13 燃やせる	14	15	16 燃やせる 資源物	17
18	19	20 燃やせる	21	22	23 燃やせる	24
25	26	27 燃やせる	28	29	30 燃やせる	31

テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの捨て方

これらの家電は、市で収集を行いません。「家電販売店で引き取り」か、「収集運搬許可業者へ回収依頼」か、「指定引取場所へ搬入」で出してください。
 詳しくはこちら⇒<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0034218/index.html>



ごみ収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第2金 曜日
	資源物	毎月 第1・3金 曜日

※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。

令和6(2024)年 9月

亀場町（下潟区、寺中区、下浜田区、上浜田区）

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 燃やせる	4	5	6 燃やせる 資源物	7
8	9	10 燃やせる	11	12	13 燃やせる 燃やせない	14
15	16 敬老の日	17 燃やせる	18	19	20 燃やせる 資源物	21
22 秋分の日	23 振替休日	24 燃やせる	25	26	27 燃やせる	28
29	30	ごみ出し3原則を守りましょう！ 決められた日に 収集日の朝8:30までに出してください。 決められたごみを きちんと分別して出してください。 決められた場所に 他の区には出さないでください。				

「ごみの焼却」は法律で禁止されています！

家庭や事業所のごみを野外で燃やすことは、法律で禁止されています（例外規定を除く）。不法焼却した場合は、5年以下の懲役か1千万円以下の罰金またはその両方、法人ならば3億円以下の罰金が科せられます。

ごみ収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第2 金 曜日
	資源物	毎月 第1・3 金 曜日

※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。

令和6(2024)年 10月

亀場町（下潟区、寺中区、下浜田区、上浜田区）

日	月	火	水	木	金	土
12 つくる責任 つかう責任 		1 燃やせる	2	3	4 燃やせる 資源物	5
6	7	8 燃やせる	9	10	11 燃やせる 燃やせない	12
13	14 スポーツの日	15 燃やせる	16	17	18 燃やせる 資源物	19
20	21	22 燃やせる	23	24	25 燃やせる	26
27	28	29 燃やせる	30	31	市の職員が、自治会や市民団体、事業所、学校などに出向き、環境学習を実施しています。ぜひご活用ください！	

10月は3R推進月間！

リデュース(Reduce) ごみの発生を抑制

リユース(Reuse) くりかえし使う

リサイクル(Recycle) 再生利用



ごみ収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第2金 曜日
	資源物	毎月 第1・3金 曜日

※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。

令和6(2024)年 11月

亀場町（下潟区、寺中区、下浜田区、上浜田区）

日	月	火	水	木	金	土
生ごみの70%は水分！ぎゅっとしぼろう！ 生ごみの「水切り」や「乾燥」をするだけで、 ごみの量をより減らすことができます。					1 燃やせる 資源物	2
3 文化の日	4 振替休日	5 燃やせる	6	7	8 燃やせる 燃やせない	9
10	11	12 燃やせる	13	14	15 燃やせる 資源物	16
17	18	19 燃やせる	20	21	22 燃やせる	23 勤労感謝の日
24	25	26 燃やせる	27	28	29 燃やせる	30

「拠点回収」を実施中！

小型家電（四方23cm厚さ12cm以内）、小型充電式電池、乾電池、水銀体温計・血圧計、ライター、紙類は拠点回収を行っています。

○紙類 ⇒ [場所] 市役所本庁、支所

○紙類以外の小型家電など ⇒ [場所] 市役所本庁、支所、こころす 他

ごみ収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第2 金 曜日
	資源物	毎月 第1・3 金 曜日

※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。

令和6(2024)年 12月

亀場町（下潟区、寺中区、下浜田区、上浜田区）

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 燃やせる	4	5	6 燃やせる 資源物	7
8	9	10 燃やせる	11	12	13 燃やせる 燃やせない	14
15	16	17 燃やせる	18	19	20 燃やせる 資源物	21
22	23	24 燃やせる	25	26	27 燃やせる	28
29	30	31 年末休暇	ふとん類の捨て方 2〜3枚までをまとめてヒモでしばり、小型ごみシール券を貼って、「燃やせないごみ」(倉岳地区は「粗大ごみ」)に出してください。			

年末年始、ごみの持ち込みは混雑します！

年末年始は各清掃センターやクリーンセンターにごみを持ち込む人が増え、混雑して大変時間がかかります。ごみは地区のステーションに出してください。各センターに持ち込む場合はきちんと分別し、時間に余裕を持ちましょう。

ごみ収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第2 金 曜日
	資源物	毎月 第1・3 金 曜日

※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。

令和7(2025)年 1月

亀場町（下潟区、寺中区、下浜田区、上浜田区）

日	月	火	水	木	金	土
守ろう！ 地球環境！ 		1 元日	2 振替休日	3 年始休暇	4 燃やせる	
5	6	7 燃やせる	8	9	10 燃やせる 燃やせない	11
12	13 成人の日	14 燃やせる	15	16	17 燃やせる 資源物	18
19	20	21 燃やせる	22	23	24 燃やせる	25
26	27	28 燃やせる	29	30	31 燃やせる 資源物	

パソコンの捨て方

パソコン本体やモニターは、市で収集を行いません。「宅配便による回収(御所浦地区を除く)」か「パソコンメーカーによる回収」で出してください。

詳しくはこちら

⇒ <https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0038265/index.html>



ごみ収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第2 金 曜日
	資源物	毎月 第1・3 金 曜日

※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。

令和7(2025)年 2月

亀場町（下湊区、寺中区、下浜田区、上浜田区）

日	月	火	水	木	金	土
日本の食品ロスの量は約523万トン! ※令和3年度 ▶ 残さずに食べきりましょう。 ▶ 買い物に行く前に、冷蔵庫の中をチェックしましょう。 ▶ 外食時は、食べきれ的分だけを注文しましょう。						1
2	3	燃やせる	5	6	燃やせる 資源物	8
9	10	11 建国記念の日	燃やせる	13	燃やせる 燃やせない	15
16	17	燃やせる	19	20	燃やせる 資源物	22
23 天皇誕生日	24 振替休日	燃やせる	26	27	燃やせる	

在宅医療廃棄物の捨て方

針以外の部分とプラマークがついたものは、新聞紙や小袋等で包んで「燃やせるごみ」に出してください。針の部分は「医療機関等に回収を依頼」してください。詳しくはこちら

⇒<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0034322/index.html>



ごみ収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第2金 曜日
	資源物	毎月 第1・3金 曜日
※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。		

令和7(2025)年 3月

亀場町（下潟区、寺中区、下浜田区、上浜田区）

日	月	火	水	木	金	土	
天草市で1年間に出る ごみの量は 約2万9,000トン 1人あたり年間で 約330kg						1	
2	3	燃やせる	5	6	燃やせる 資源物	8	
9	10	燃やせる	12	13	燃やせる 燃やせない	15	
16	17	燃やせる	19	20 春分の日	燃やせる 資源物	22	
23	24	燃やせる	26	27	燃やせる	29	
30	31	※令和3年度 天草市では1日1人当たり 約901g 全国平均は1日1人当たり 約890g					

ごみ収集日	燃やせるごみ	毎週 火・金 曜日
	燃やせないごみ	毎月 第2金 曜日
	資源物	毎月 第1・3金 曜日

※ 年末年始(12月31日～1月3日)、祝日・休日は集めません。